

**主題：性暴力被害者支援の現状と社会福祉の課題**

神奈川県立保健福祉大学 氏名 棟居徳子（会員番号 5803）

キーワード3つ：性暴力、被害者支援、ワンストップ・センター

**1. 研究目的**

本研究は、性暴力被害の実態及び性暴力被害者のニーズ、並びに国内外の性暴力被害者支援の動向を明らかにした上で、今後わが国において実現可能な地域を基盤とした包括的な性暴力被害者支援体制のあり方と、そのような支援体制の構築に向けて社会福祉に求められる役割と課題を提示することを目的とする。

**2. 研究の視点および方法****(1) 本研究の視点及び背景**

性暴力は重大な人権侵害にもかかわらず、日本の既存の法制度の枠組みや支援体制では、被害の実態や被害者のニーズに対応した十分な支援が提供できておらず、また性暴力や被害者への理解が不十分なことから、被害を訴え出た被害者が二次被害を受けたり、そもそも被害を訴え出ることのできない人も多い。この点、諸外国では、被害者直後から中長期にわたる被害者のニーズへの対応及び二次被害の防止を図るために、多くは医療機関を拠点に、性暴力被害に対応するワンストップ・センターを設置し、性暴力被害対応の特別の訓練を受けた医療者や支援者が支援を行う体制が整えられている。近年、日本においても、そのような諸外国の取り組みに関心が集まり、性暴力被害者支援の改善を図る動きが徐々に見られるようになってきている。

**(2) 本研究の方法**

本研究ではまず、支援体制構築の前提となる、性暴力被害の実態と被害者のニーズを把握するために、主に関係省庁やその他の機関が公表している統計データ及び調査結果、並びに関連文献の分析を行う。また、被害者のニーズの把握については、被害者及び職務上関係者（職務上性暴力被害者に関わる専門職）からのヒアリング調査も独自に行う。

そして、上記の文献研究及びヒアリング調査の結果を基に、日本において実現可能な性暴力被害者支援体制のあり方を提言するとともに、そのような性暴力被害者支援体制における社会福祉の役割及び課題を提示する。

**3. 倫理的配慮**

本研究の遂行及び本研究結果の公表にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針の各規定を誠実に遵守する。また、性暴力被害者及び職務上関係者へのヒアリング調査の実施及び調査結果の公表については、神奈川県立保健福祉大学の研究倫理審査において承認を受けるとともに（2012年2月24日承認：判定結果通知番号23-044）、調査協力者の人権に

特段の注意と配慮を払う。

#### 4. 研究結果

内閣府の「男女間における暴力に関する調査報告書」(2012年4月)によると、約67%の被害者が、だれ(どこ)にも相談をしていないという結果が出ている。被害者がだれ(どこ)にも相談ができない背景には、性暴力被害への誤った認識や偏見があると考えられる。すなわち、性暴力の被害に遭うのは若い女性だけでなく、子どもから高齢者まで年齢を問わず、また性別についても、男性やセクシャルマイノリティの人たちが被害に遭うことが報告されている。さらに、加害者像についても、見知らぬ人からの犯行よりも、顔見知りの犯行の方が多く、家族など、被害者にとって非常に身近な人が加害者であることも多い。また、性暴力については、被害者の方の「落ち度」が責められることもある。

性暴力は、被害者の身体を傷つけるだけではなく、それまでもっていた人生観や世界観、また他者や社会への信頼感や関係性を揺るがすなど、心やその後の人生にも大きな影響を及ぼす。被害者が再び立ち上る力を得るためには、被害直後から途切れなく継続的に、被害者の尊厳の回復、心身のケア及び生活再建のための支援が受けられることが必要である。

この点、日本にはすでに性暴力被害者支援に関わる機関・団体が数多く存在しているものの、まずどこに行けばよいのかがわからなかったり、自分に必要な支援を受けるために、多くの機関・団体に自らアクセスしなくてはならず、そのたびに何度も辛い経験を話さなければならない。このような被害者の負担を軽減させるためには、性暴力被害対応のワンストップ・センターが設置され、そこに電話をすれば、性暴力被害対応の特別の訓練を受けた医療者や支援者が、関係機関・団体との調整を行い、個々の被害者のニーズに合った支援をコーディネートしてくれるというシステムが望ましい。そのようなワンストップ・センターの形態としては、病院を中心とした病院拠点型や、性暴力専用のホットラインを中心としたホットライン型のワンストップ・センターなどが考えられ、それぞれの地域の特徴や社会資源に照らして、実現可能な形態を模索していく必要がある。

#### 5. 考察

今後、どのような形態のワンストップ・センターを設置するとしても、重要なのは、被害者に寄り添い、被害者の権利を擁護し、被害者のニーズを把握して被害者に必要な支援をコーディネートできる支援者の存在である。性暴力被害者支援においては、そのようなソーシャルワークの視点をもつ福祉専門職の関与が不可欠であり、性暴力被害に対応できる福祉専門職の養成が急務である。社会福祉においては、まず学問上、社会福祉と性暴力被害者支援の関係性ないし位置づけを理論化すること、そして実践面では、司法や医療を含む他領域との連携を図り、包括的な性暴力被害者支援体制の重要な担い手として中心的な役割を果たすことが求められる。